

改正種苗法に関するQ & A（未定稿）

令和3年4月版

このQ & Aは、令和2年12月の「種苗法の一部を改正する法律」の成立後、これまでにいただいた御質問について、考え方を取りまとめ掲載するものです。

お問い合わせ先：
農林水産省食料産業局知的財産課
電話：03-6738-6443

目 次

1. 登録品種の取扱制限（海外持出し、国内栽培地域）（令和3年4月1日施行）

（1）全般

- （質問1）海外への持出しの制限の届出で指定する「指定国」や、国内の栽培地域の制限の届出で指定する「指定地域」は追加できるか。 1
- （質問2）海外への持出しの制限を行った登録品種の種苗を海外に持ち出すことや、国内の栽培地域の制限をされた品種を指定地域外で栽培することはできないのか。 1
- （質問3）出願時ではなく、出願公表あるいは品種登録後に海外への持出しの制限や、国内の栽培地域の制限を行うことはできないのか。 1

（2）輸出先国の指定（海外持ち出し制限）

- （質問4）海外への持出しの制限を届け出る際の「指定国」は「出願者が当該出願品種の保護が図られないおそれがない国として指定する国」とされているが、「品種の保護が図られないおそれがない」のか否かはだれが判断するのか。 1
- （質問4—2）A国で利用許諾し商業的に栽培されている登録品種について、A国への海外持出し制限の届出を行うことはできるか。（令和3年4月22日追加） 2
- （質問5）海外への持出しの制限の届出で指定する「指定国」が「UPOV加盟国」に限られるのはなぜか。また、1991年条約加盟国、1978年条約加盟国で扱いの違いがあるのか。 2
- （質問6）登録品種であっても、表示を剥がした種苗は税関で侵害と判断されないのではないか。 2
- （質問7）青果物から増殖が容易な植物種類について、海外への持出しが制限されている登録品種を種苗としてではなく、青果物として輸出する場合に許諾が必要か。 2
- （質問8）海外への持出しが制限されている登録品種を、育成者権者自身が海外に持ち出す場合に何らかの制限があるのか。 2
- （質問9）育種を目的とした利用の場合、育成者権が及ばないこととなるため、海外への持ち出しが制限されている種苗であっても、育種目的とされていれば、無許諾であっても海外に持ち出す場合に税関で差し止められないのか。 3
- （質問10）改正種苗法によって既に海外に流出してしまっている登録品種の栽培拡大を抑止できるのか。 3
- （質問11）海外への持出し禁止が公示されている登録品種について、海外の栽培地から第三国の栽培地に輸出する行為に育成者権者の許諾は必要か。 3
- （質問12）登録品種以外の種苗について海外持出しを禁止する旨の表示をすることはできるか。 3
- （質問13）育成者権者が海外への持ち出しを禁止し、その旨が公示された品種を無許諾で海外に持ち出した場合、どのような刑罰が科されるのか。 3
- （質問14）登録品種が海外に違法に持ち出された場合、海外に持ち出した者が罰せられるのか、持ち出した者に販売した者が罰せられるのか。 4
- （質問15）海外への持出しの制限の届出で指定する「指定国」で悪質な育成者権侵害が発

生しても取り消しできないと、育成者権者に不利益が生じることになる。.....	4
(質問 16) 海外への持ち出しの水際対策は、具体的にどのように行うのか。.....	4
(質問 17) 海外流出を防ぐために、空港などでの税関での確認強化のためにどのような連携を図ることとしているのか。.....	4

(3) 国内の栽培地域指定（指定地域外の栽培の制限）

(質問 18) 既存の登録品種や出願中品種について、栽培地域を限定して登録品種を普及することはできないのか。.....	4
(質問 19) 既存の登録品種や出願中品種であっても、海外への持出の制限は令和 3 年 9 月 30 日までの届出が可能だが、国内で栽培可能な地域の制限は同様な特例が設けられていないのか。.....	4
(質問 20) 国内で栽培可能な地域はどのような単位で指定することができるのか。.....	5
(質問 21) 個別に許諾を与えた生産者以外の栽培を禁止したい場合には、どのように国内栽培地域の制限を届出ればよいか。.....	5

2. 登録品種の許諾に基づく増殖（令和 4 年 4 月 1 日施行）

(質問 22) 正規に購入した登録品種の種苗を、増殖させずに転売する場合も育成者権者の許諾が必要か。.....	5
(質問 23) そもそも自家増殖とはどのような行為をいうのですか。.....	5
(質問 24) 令和 4 年 4 月 1 日の改正種苗法の施行により「自家増殖」に許諾が必要となると説明があったが、許諾契約の内容はどの時期に明らかにされるのか、農林水産省が明確にすべきではないか。.....	5
(質問 25) 正規種苗を購入し栽培した上で、更に種苗を生産して自己の次期作に使用する場合は、育成者と許諾が必要となるのか。.....	6
(質問 26) 令和 4 年 4 月 1 日の改正種苗法の施行前に、今まで自家増殖として許諾を取る必要がないとされる方法で登録品種の種苗を採種していれば、令和 4 年 4 月 1 日以降であっても許諾なしにその種苗を使うことができるのか。.....	6
(質問 27) 令和 4 年 4 月 1 日の改正種苗法の施行前に登録された品種について、令和 4 年 4 月 1 日以降に今まで自家増殖といわれていた増殖を行った場合に許諾が必要か。.....	6
(質問 28) 令和 4 年 4 月 1 日の改正種苗法の施行後、登録品種の自家増殖を行っている農業者の調査は誰が行うのか。.....	6
(質問 29) 作付け時には登録品種であったが種子・種苗を生産する段階では登録が失効した品種について増殖の許諾は必要か。.....	7
(質問 30) 生産した収穫物や種苗等を他者に譲渡することがない、個人的又は家庭的利用であれば、自家増殖に許諾が不要という点は、令和 4 年 4 月 1 日の改正種苗法の施行後も変更がないのか。.....	7
(質問 31) 自家増殖の許諾料は、育成者権者が自由に設定できるのか。.....	7
(質問 32) 有機 JAS 認証を取得して登録品種を含めた生産を行っているが、有機栽培に使用可能な種子の入手は自家採種でなければ困難である。令和 4 年 4 月 1 日の改正種苗法の施行後にどのような手続きが必要かを農林水産省が具体的に説明すべき。.....	7
(質問 33) 登録品種について、許諾を受けた団体が増殖しているウイルスフリー苗を、	

JAを通じて生産者が購入して栽培している。生産者が、購入種苗から生産した収穫物の一部を次期作の種苗として使う場合、誰がどのように許諾手続きをすることとなるのか。	7
(質問 34) 許諾を受けたことを証明する手続きや方法は、どのようなものが考えられるか。	7
(質問 35) いちごの登録品種では、現在ランナーによる増殖が許諾されている、許諾された種苗を使い続ける限り、今後、令和4年4月1日の改正種苗法の施行後にも同様に増殖が可能なのか。	8
(質問 36) 自家増殖の許諾条件を農林水産省の品種登録データベースで確認できるようにすべき。	8
(質問 37) 一度許諾を受けた者は、契約の更新の際にも引き続き前回と同様な条件で許諾を受ける権利を保証し、安定した農産物の生産が維持されなくてはならない。 ..	8
(質問 38) 国内の栽培地域の制限が公示された登録品種については、研究のための栽培試験も許諾が必要となるのか。	8
(質問 39) 登録品種であるが、種苗の入手の際に表示がなかったため自家増殖をしてしまった場合に、増殖した者に損害賠償や刑事罰が科されるのか。	8
(質問 40) 登録品種の中で個体差が出て特に優良な形状になった種苗を増殖することは、今般の法改正で育成者権侵害に当たることとなるのか。	9
(質問 41) 現在品種登録出願中であり、登録までの期間中に育成者権侵害が明らかになった場合はどのような対応が可能か。	9
(質問 42) 自らの利用している品種が登録品種であることはどのように確認できますか。	9

3. 表示

(1) 登録品種の表示の義務化（令和3年4月1日施行）

(質問 43) 出願公表後、品種登録までの期間の種苗に「品種登録出願中」などと表示することができるか。	9
(質問 44) 登録が失効した品種の名称も表示する必要があるのか。	10
(質問 45) 出願中であって登録前の品種の場合、出願番号を表示することに問題はあるか。	10
(質問 46) 一般品種の種苗に登録品種と混同するような表示をすることが禁止されていると聞いたが、一般品種にはどのような表示が求められるのか。	10
(質問 47) 現在、商標名で販売している登録品種は、今後、品種登録名も併記する必要があるのか。	10
(質問 48) 品種登録を行っていない品種に「営利目的での増殖はご遠慮ください」と表示することは種苗法第56条に定める紛らわしい表示と認められるか。	10

(2) 表示の方法

(質問 49) 登録品種である旨の表示や、海外への持出や国内で栽培可能な地域に制限がある旨の表示は、多数の種苗をまとめて販売する際にも種苗の一株一株に表示する必要があるか。	11
--	----

(質問 50) 登録品種である旨の表示や、制限等の表示は種苗発送時に同送する納品書への記載で代替できるか。	11
(質問 51) 登録品種である旨の表示や、制限等の表示は、カタログやホームページ等にてその旨を正確に分かりやすく表示していれば、種苗やその包装自体の表示を省略してよいか。	11
(質問 52) 登録品種である旨の表示や、制限等の表示は、展示会を行う場合の展示にも必要か。	11
(質問 53) 登録品種である旨の表示及び制限等の表示は、苗、苗を梱包する出荷箱、納品書や農薬履歴書の全てに表示をしなければならないのか。いずれかの表示で問題ないのか。	11
(質問 54) 既に印刷や梱包が終わっている包材にシール貼付や手書き修正で必要な表示を追加することで表示義務を満たしたといえるか。	12
(質問 55) 水稻育苗箱を販売する際には表示を貼付することが困難であるが、登録品種の苗箱を譲渡（販売）する場合どのように表示をすべきか。	12
(質問 56) 登録品種である旨の表示及び制限等の表示を行った紙面を、種子袋の中に同包することで表示の義務を果たしたといえるか。	12
(質問 57) 種子を購入し、苗として販売する場合、誰に表示義務があるのか。	12
(質問 58) 複数の登録品種及び一般品種が混在する商品を市場に流通させる場合の、登録品種である旨の表示及び制限等の表示はどのようにすれば良いか。	12
(質問 59) 野菜の接ぎ木苗は、登録品種である旨の表示及び制限等の表示をどのように表示するのか。	12
(質問 60) 果樹等の接ぎ木苗は、登録品種である旨の表示及び制限等の表示をどのように表示するのか。	13
(質問 61) 市場において、セリ場を映像で配信して取引を行う場合があるが、この際に表示義務はどのように整理されるのか。	13

(3) 表示のタイミング

(質問 62) 海外持ち出し制限等の表示が種苗の譲渡（販売）を行う者に義務づけられるが、公示後どの程度の猶予期間はあるのか。	13
(質問 63) 令和 3 年 4 月 1 日から、登録品種である旨、制限等の表示が種苗の譲渡（販売）を行う者に義務づけられるが、法施行後どの程度猶予期間があるのか。	13
(質問 64) 海外への持出の制限や国内の栽培地域の制限については、届出を行った段階で種苗にその旨を表示してよいのか。	14
(質問 65) 令和 3 年 4 月 1 日の改正種苗法施行時に、既に譲渡（販売）済みの種苗に対しても、登録品種である旨の表示及び制限等の表示の義務が課せられるのか。 ...	14
(質問 66) 令和 3 年 4 月 1 日の改正種苗法施行時における流通在庫への表示義務は課されるのか。	14
(質問 67) 令和 3 年 4 月 1 日の改正種苗法施行前に既に譲渡（販売）先が確定しているが、販売元に保管されている種苗も改正種苗法による表示義務が課せられるのか。	14

(4) その他

(質問 68) 種苗の譲渡(販売)の際に、育成者権者と締結した「許諾条件」を表示する義務があるのか。	14
(質問 69) 青果物や加工品の包材の譲渡や展示、広告の際にも、登録品種である旨の表示及び制限等の表示の義務が課せられるのか。	14
(質問 70) 譲渡のための広告とはどのような広告を指すのか。	14
(質問 71) 品種登録出願中の品種の登録、品種登録されていた品種の登録が取り消し、既登録品種の輸出先の制限の追加等については、種苗の流通時に表示を行う種苗業者には事前に日程が把握できない。そのようななかで包装資材等を準備した後に品種登録や輸出先等の制限の状況が変化した場合等に一切の猶予なく、カタログやパンフレット、包材の再作成に対応しなければ、違法行為として懲役刑や罰金、過料の対象となるのか。	14

4. 出願、審査及び登録(令和4年4月1日施行)

(1) 出願

(質問 72) 改正種苗法施行に伴って、出願書類の様式や手続き等に変更があるのか。	15
(質問 73) 海外への持ち出し制限や国内の栽培地域の制限の方針が決まらない場合は出願できないのか。	15
(質問 74) 海外への持出の制限や国内の栽培地域の制限を届け出ること出願公表時にもその旨が公示されるが、出願公表から品種登録までの期間に権利行使が可能なのか。	15
(質問 75) 改正種苗法第5条第2項には、願書に記載する特性を保持していることを証する資料を添付するとの記載があるが、今後の出願では、資料準備の手間やコストが増大することとなるのか。	16
(質問 76) 特許にはPCT制度があり、一度の出願で多数の国に出願ができますが、品種登録制度では類似の制度はないのか。	16

(2) 審査・登録

(質問 77) 令和4年4月1日の改正種苗法の施行後は、果樹について現地調査の他に種苗管理センターでの栽培試験が必要になるか。	16
(質問 78) 現地調査にかかる審査手数料について、地方は審査官の出張旅費が高額となり不公平になるのではないのか。	16
(質問 79) 栽培試験および現地調査の手数料は出願後どの時期に請求され、どの時期までに納付が求められるのか。	16
(質問 80) 栽培試験及び現地調査の手数料は実費相当額が請求されると説明されているが、天災や気候などの過失に基づかない原因で栽培試験や調査が長引いた場合はどのように費用算定するのか。	17
(質問 81) 現地調査又は栽培試験に係る手数料の額は定まっているのか。	17
(質問 82) 品種の登録にDNA情報も活用すべきではないのか。	17

5. 育成者権を活用しやすくするための措置(特性表、訂正制度、判定制度)

(令和4年4月1日施行)

(1) 特性表

(質問 83) 全国の農業者が生産している全ての未登録品種と登録品種の特性表が一致しないことをどのように証明するのか。	17
(質問 84) 特性表に記載される情報の中には、DNA 情報等も含まれるか。	17
(質問 85) 判定制度や特性表による推定は令和 4 年 4 月 1 日以前に登録された品種でも利用することができるのか。	17
(質問 86) 育成者権の侵害を判断する場合、仮に登録品種と同一品種であっても、特性表作成時と完全に同じ栽培環境を再現することは不可能であるため、特性表に記載されている数十に渡る全項目が完全に一致することはという状況は起こりえないのではないか。どの程度までの「特性のぶれ」なら同一と認められるのか。	18
(質問 87) 審査特性に記載のない特性によって明確に区別される品種であっても、原簿に記載された審査特性により明確に区別されない品種の場合、登録品種の育成者権が及ぶのか。	18

(2) 訂正制度

(質問 88) 令和 4 年 4 月 1 日以前に出願された品種についても訂正制度を利用することができるのか。	18
(質問 89) 訂正制度は、品種登録後にも利用できるのか。	18
(質問 90) 訂正制度では、特性の通知後何日間訂正の請求が可能なのか。	18

(3) 判定制度

(質問 91) 判定制度の結果は第三者に公開されますか。	19
(質問 92) 判定制度は、育成者自身が保持していた品種が登録品種としての特性を保持していることの証明にも使えるか。	19

6. その他

(質問 93) 改正種苗法において、新たに登録品種の種苗の海外への持出の制限が可能となったり、譲渡（販売）の際の表示の義務付けが課されるが、その際の「種苗」はどのような様態の植物体のことを指すのか。	19
(質問 94) 改正種苗法において、新たに登録品種の種苗の海外への持出の制限が可能となったり、譲渡（販売）の際の表示の義務付けが課される「種苗」を具体的に例示してほしい。	19
(質問 95) 今般の法改正で、従属品種の範囲の考え方について整理が行われたのか。どのような品種が親品種との従属関係になるのかを農林水産省が明らかとすべきである。	19
(質問 96) 育成者権の侵害を判断する際の証拠として、比較栽培試験以外に DNA 分析技術を利用することもできるのか。	20
(質問 97) 届出済のゲノム編集技術応用作物が登録された場合、品種登録ホームページで公表しているデータベースに品種毎のゲノム編集作物の届け出情報を掲載すべきではないか。	20
(質問 98) 自家増殖をした登録品種を譲り渡した者は育成者権侵害として罰せられるのに、譲り受けた者が罰せられないのはなぜか。	20
(質問 99) インターネット上の販売プラットフォームで違法増殖苗が販売されているのを	

発見した際、当該プラットフォームを運営している会社に対して対応を求めることができるのか。それとも出品者に直接対応を求めることとなるのか。 20

質問	農林水産省の考え
1. 登録品種の取扱制限（海外持出し、国内栽培地域）（令和3年4月1日施行）	
(1) 全般	
(質問1) 海外への持出しの制限の届出で指定する「指定国」や、国内の栽培地域の制限の届出で指定する「指定地域」は追加できるか。	- 登録品種について、育成者権者の許諾を必要とせず輸出可能な「指定国」、また、育成者権者の許諾を必要とせず国内で栽培が可能な「指定地域」は、それぞれ品種登録公示がされた後に追加することで対象地域を拡大することが可能です。 - また、制限自体を取り下げ、輸出可能な国や、国内で栽培可能な地域の制限を撤廃することもできます。 - 一方で、出願公表の公示がされた後に「指定国」あるいは「指定地域」の一部又は全部を取り消すことで、種苗の持出しや栽培が可能な地域の範囲を狭めることはできません。
(質問2) 海外への持出しの制限を行った登録品種の種苗を海外に持ち出すことや、国内の栽培地域の制限をされた品種を指定地域外で栽培することはできないのか。	育成者権者自身が行うか、個別に許諾を行うことで、海外への持出しの制限をされた登録品種の種苗を海外に持ち出すことや、国内の栽培地域が制限された品種を指定地域外で栽培することが可能です。
(質問3) 出願時ではなく、出願公表あるいは品種登録後に海外への持出しの制限や、国内の栽培地域の制限を行うことはできないのか。	- 海外への持出しの制限や国内の栽培地域の制限は出願時に限って届け出ることができるため、出願後に届け出ることとはできません。 - また、一度届け出により輸出に際して許諾を必要としない「指定国」や、栽培に際して許諾を必要としない「指定地域」を定めた場合には、その旨が公示された後にそれらの「指定国」や「指定地域」を取り消し、事後的に、持出し可能な国や栽培可能な地域を狭めることはできません。
(2) 輸出先国の指定（海外持出し制限）	
(質問4) 海外への持出しの制限を届け出る際の「指定国」は「出願者が当該出願品種の保護が図られないおそれがない国として指定する国」とされているが、「品種の保護が図られないおそれがない」のか否かはだれが判断するのか。	- 出願者が判断することとなります。 「指定国」は、出願品種と同じ品種の育成者権が当該国においても保護されることに加え、育成者権の管理上も侵害のおそれがないと出願者自身が判断できる国となると想定されます。

(質問 4 - 2) A 国で利用許諾し商業的に栽培されている登録品種について、A 国への海外持出し制限の届出を行うことはできるか。(令和 3 年 4 月 22 日追加)	・海外持出し制限の届出は、登録品種の保護が図られていないおそれがある国への当該品種の種苗の流出を防止しようとする場合に行うものであり、生産者等に利用許諾を与えて栽培が行われている A 国については、育成者権者として登録品種の利用を認めている国であるため、海外持出し制限の届出を行うことができません。よって海外持出し制限を届け出る場合は、原則として A 国は輸出可能な「指定国」として届け出ていただくことになります。
(質問 5) ・海外への持出しの制限の届出で指定する「指定国」が「UPOV 加盟国」に限られるのはなぜか。 ・また、1991 年条約加盟国、1978 年条約加盟国で扱いの違いがあるのか。	・種苗法では、本届出の有無に関わりなく、持ち出そうとする品種の保護制度がない国に、その登録品種の種苗を持ち出す際には育成者権者の許諾が必要とされているためです。 ・UPOV1991 年条約ではすべての植物種を保護対象とすることが求められていますが、1978 年条約では一部の植物種のみ保護対象とされ、植物種によっては当該品種の保護が行われません。 ・なお、UPOV1991 年条約の加盟国でも、加盟から 10 年間はすべての植物種を保護対象とすることの猶予期間が設けられています。
(質問 6) 登録品種であっても、表示を剥がした種苗は税関で侵害と判断されないのではないか。	・育成者権者においては、例えば海外の商社が、海外持出しが制限された種苗を買い付けているなどの違法な海外持出しがされる危険性の高い情報を得た場合には、税関に対し、輸出差止申立てを行うなどにより、持出しの差止めの実効性を確保する必要があります。 ・なお、種苗法の改正にかかわらず、万一海外に持ち出されてしまった場合には、その国の法制度で栽培や流通を差し止めなければならないことには変わりなく、他国での品種登録を進めることが重要です。
(質問 7) 青果物から増殖が容易な植物種類について、海外への持出しが制限されている登録品種を種苗としてではなく、青果物として輸出する場合に許諾が必要か。	・種苗法に基づき海外への持出しが制限された登録品種については、種苗の輸出及び収穫物の最終消費目的以外（増殖目的）での輸出に育成者権を行使することとなります。 ・このため、青果物について、最終消費目的（食用）で海外へ輸出する場合には、育成者権者の許諾は不要ですが、増殖目的で持ち出す場合には許諾が必要です。
(質問 8) 海外への持出しが制限されている登録品種を、育成者権者自身が海外に持ち出す場合に何ら	・育成者権者が海外に持ち出す行為に何ら制限はありません。 ・複数の育成者権者（共有者）がいた場合でも、契約で別段の定めをした場合を除き、共有者がそれぞれ

かの制限があるのか。	海外に持ち出す行為に何ら制限はありません。
(質問 9) 育種を目的とした利用の場合、育成者権が及ばないこととなるため、海外への持ち出しが制限されている種苗であっても、育種目的とされていれば、無許諾であっても海外に持ち出す場合に税関で差し止められないのか。	・海外持出し制限がある登録品種であっても育種目的であれば、持出しが制限されている国に持ち出すことが可能です。 ・他方、育種目的であることを証明する責任は持ち出す者にあり、身分証明書や研究機関との契約書等により、育種目的での持出しであることを証明できなければ、持ち出すことはできません。 ・また、育種目的と称して持ち出したにもかかわらず、持ち出し先国で育種目的以外に使用された場合などは、違法な持出しであったとして育成者権の侵害に当たりますので、過失や故意が認められる場合は、損害賠償や刑事罰が課せられる可能性があります。
(質問 10) 改正種苗法によって既に海外に流出してしまっている登録品種の栽培拡大を抑止できるのか。	・種苗法は国内法であるため、既に海外に流出した登録品種の栽培や流通拡大を当該国で止めることはできません。但し、海外で無断栽培等された登録品種の農産物の日本への輸入や国内における流通には育成者権を行使することができます。 ・なお、種苗法の改正にかかわらず、万一海外に持ち出されてしまった場合には、その国の法制度で栽培や流通を差し止めなければならないことには変わりなく、他国での品種登録を進めることが重要です。
(質問 11) 海外への持出し禁止が公示されている登録品種について、海外の栽培地から第三国の栽培地に輸出する行為に育成者権者の許諾は必要か。	・我が国を経由しない商取引に、日本の種苗法に基づく育成者権は及びません。 ・各国の法規制に従って取引をお願いします。
(質問 12) 登録品種以外の種苗について海外持出しを禁止する旨の表示をすることはできるか。	・種苗法では商品に販売者の意思を任意で表示することは妨げていませんので、登録品種と誤認させないように、例えば、単に「海外持出し禁止」等の表示をすることは妨げられません。 ・但し、農林水産省による公示がされているかのような文字を使用するなど、登録品種について表示することが義務付けられている種苗法施行規則に規定する文言等を表示することは、当該品種があたかも登録品種であるかのような誤解を与える紛らわしい表示となりますので、種苗法第 56 条の虚偽表示と認められる可能性があり不適切です。
(質問 13) 育成者権者が海外への持ち出しを禁止	・海外持出しの制限に反して故意に行われた行為に対しては育成者権侵害の罪として刑事罰が科される

し、その旨が公示された品種を無許諾で海外に持ち出した場合、どのような刑罰が科されるのか。	場合があります。 ・罰則の規定は法改正前と変わらず、個人であれば10年以下の懲役若しくは1000万円以下の罰金又はそれらの併科、法人であれば3億円以下の罰金が科されます。
(質問14) 登録品種が海外に違法に持ち出された場合、海外に持ち出した者が罰せられるのか、持ち出した者に販売した者が罰せられるのか。	・個別の状況を勘案する必要がありますが、当該品種が違法に海外に持ち出されることを知りながらこれに加担したような場合には、「海外に持ち出した者」だけでなく「持ち出した者に販売した者」も共犯として罰せられる可能性があります。
(質問15) 海外への持出の制限の届出で指定する「指定国」で悪質な育成者権侵害が発生しても取り消しできないと、育成者権者に不利益が生じることになる。	・事後的に輸出が可能な国を取り消すことを認めると、当該登録品種の利用者に不測の損害を与えるおそれがあることから、出願公表がされた後の指定国の取消しは認めていません。このため「指定国」を指定する際には慎重な判断が求められます。 ・なお、「指定国」でなくとも、個別に許諾を得て輸出することは可能です。
(質問16) 海外への持ち出しの水際対策は、具体的にどのように行うのか。	・税関による通関時に、必要に応じて持出しの可否等の確認が行われます。その際に疑義があれば、許諾契約書の提示等の提示が求められる可能性があります。
(質問17) 海外流出を防ぐために、空港などでの税関での確認強化のためにどのような連携を図ることとしているのか。	・水際対策としての税関との連携に当たり、 ①海外持出制限の公示が行われた登録品種リストの提供の提供、 ②注意喚起のためのパンフレットやポスターの配付及び掲示依頼等を実施することとしており、今後とも連絡を取りながら対応を進めてまいります。
(3) 国内の栽培地域指定 (指定地域外の栽培の制限)	
(質問18) 既存の登録品種や出願中品種について、栽培地域を限定して登録品種を普及することはできないのか。	・改正種苗法に基づく栽培地域の制限を、既存の登録品種や出願中品種で行うことはできません。 ・現在においても、種苗を自由流通させず、種苗を第三者に譲渡しないことを条件とし、許諾契約を締結した者のみに栽培を認めることにより、意図しない者による栽培を制限することは可能です。 ・そのような場合は、許諾した者以外が当該品種を栽培していれば、育成者権侵害として育成者権を行使することができます。
(質問19) 既存の登録品種や出願中品種であっても、海外への持出の制限は令和3年9月30日ま	・既登録品種又は出願中品種については、育成者権者が望まない地域で栽培されていたとしても、それを事後的に制限することは、既に合法的に種苗を入手し栽培している農業者の不利益となるため、国内で

での届出が可能だが、国内で栽培可能な地域の制限は同様な特例が設けられていないのか。	栽培可能な地域の指定の届出はできません。 ・国内の栽培地域の指定の届出は、令和3年4月1日以降に出願される品種から可能となります。
(質問 20) 国内で栽培可能な地域はどのような単位で指定することができるのか。	・国内の栽培地域の指定は、産地づくりを担う都道府県が自ら開発した品種等について都道府県単位での地域を指定することなどを想定しています。 ・他方、産地を形成する目的であれば、市町村単位等の客観的に明確な範囲を指定することも可能です。
(質問 21) 個別に許諾を与えた生産者以外の栽培を禁止したい場合には、どのように国内栽培地域の制限を届出ればよいのか。	・国内栽培地域の制限の届出は「産地」を形成することを目的としているため、「指定地域なし」とした届出を行うことはできません。 ・個別に許諾を与えた生産者以外の栽培を禁止したい場合は、この制度によらず、種苗を自由流通させず、育成者権者が許諾した者のみに栽培を認めること及び種苗を第三者に譲渡しないことを条件とした許諾契約を締結することが考えられます。
2. 登録品種の許諾に基づく増殖（令和4年4月1日施行）	
(質問 22) 正規に購入した登録品種の種苗を、増殖させずに転売する場合も育成者権者の許諾が必要か。	・正規に購入した登録品種の種苗であれば、増殖が伴わない限りは、国内で転売する場合であっても育成者権が及びませんので許諾は不要です。 ・但し、育成者権者の届出により海外への持出しが制限されている登録品種の種苗を、海外に持ち出すことを意図する者に転売をする場合などは、そのこと自体が違法な海外持出しに加担する行為として、育成者権の侵害罪の共犯に問われる可能性がありますので、育成者権者の許諾を得ていただくよう、お願いいたします。
(質問 23) そもそも自家増殖とはどのような行為をいうのですか。	・種苗法では、登録品種の種苗の増殖には許諾が必要です。 ・改正前の種苗法では、増殖のうち、「農業者が正規に購入した登録品種の種苗から得た収穫物の一部を、自らの経営に限定して使用する種苗に転用する」という条件に合致した場合に限り、登録品種を増殖する場合であっても許諾が不要とされており、これがいわゆる「自家増殖」と呼ばれているものです。
(質問 24) 令和4年4月1日の改正種苗法の施行により「自家増殖」に許諾が必要となると説明があったが、許諾契約の内容はどの時期に明らかにされるのか、農林水産省が	・登録品種の利用許諾にあたり、どの時期にどのような契約を結ぶかは、その品種利用の権利を持つ育成者権者が決定することですので、育成者権者にお尋ねいただくこととなります。 ・農林水産省としては、令和4年4月1日の改正種苗法の施行に向けて、育成者権者に対して早期に許諾の方針を示すように呼びかけると共に、公的研究機

明確にすべきではないか。	関の許諾料設定に係る考え方についてガイドラインを示してまいります。
(質問 25) 正規種苗を購入し栽培した上で、更に種苗を生産して自己の次期作に使用する場合は、育成者と許諾が必要となるのか。	・令和 4 年 4 月 1 日の改正種苗法の施行後は、登録品種について、いわゆる「自家増殖」として許諾が不要であった増殖についても許諾が必要となります。 ・但し、いわゆる「自家増殖」を含めた増殖が許諾されている種苗を入手している場合や、育成者権者が許諾等を不要としている場合には、改めて許諾を得る手続きは必要はありません。 ・増殖が有償となるのか無償となるのか、その額がどの程度になるのか、どのような手続きが必要になるのか、あるいは手続きが不要なのか等については、登録品種毎に育成者権者だけが判断できることになります。 ・個別の登録品種の許諾の考え方については、育成者権者、若しくは種苗の入手先にお問い合わせいただくこととなります。
(質問 26) 令和 4 年 4 月 1 日の改正種苗法の施行前に、今まで自家増殖として許諾を取る必要がないとされる方法で登録品種の種苗を採種していれば、令和 4 年 4 月 1 日以降であっても許諾なしにその種苗を使うことができるのか。	・増殖を行った時点は、種子であれば播種、栄養繁殖性の植物であれば接ぎ木（穂）や挿し木（穂）等を行った時点となります。 ・このため令和 4 年 4 月 1 日の改正種苗法の施行前に登録品種の種子や穂木を得ていたとしても、法施行後に、当該種子を播種したり、接ぎ木や挿し木をするのであれば許諾が必要となります。 ・令和 4 年 3 月 31 日以前であれば、現在と同様にいわゆる登録品種の自家増殖に許諾は必要ありませんが、生産した余剰の種苗を譲渡する行為は有償無償を問わず許諾が必要であるので注意して下さい。
(質問 27) 令和 4 年 4 月 1 日の改正種苗法の施行前に登録された品種について、令和 4 年 4 月 1 日以降に今まで自家増殖といわれていた増殖を行った場合に許諾が必要か。	・令和 4 年 4 月 1 日の改正種苗法の施行後は、登録日にかかわらず登録品種の増殖（自家増殖を含みます。）には許諾が必要です。
(質問 28) 令和 4 年 4 月 1 日の改正種苗法の施行後、登録品種の自家増殖を行っている農業者の調査は誰が行うのか。	・令和 4 年 4 月 1 日の改正種苗法の施行後におけるいわゆる「自家増殖」についての許諾手続きの要否等は、登録品種の育成者権者が判断するものであり、許諾契約に基づく増殖の扱いについては当該契約のなかで定められることが一般的と考えています。 ・また、登録品種の育成者権者が許諾手続きなく増殖を行うことを認めていない場合、無許諾で増殖され

	ていることの調査は育成者権者自ら行う必要があります。
(質問 29) 作付け時には登録品種であったが種子・種苗を生産する段階では登録が失効した品種の増殖に許諾は必要か。	・増殖を行う時点は、種子であれば播種、栄養繁殖性の植物であれば接ぎ木（穂）や挿し木（穂）等を行う時点となります。 ・増殖を行う時点で登録が失効して一般品種となっていれば、許諾は必要ありません。
(質問 30) 生産した収穫物や種苗等を他者に譲渡することがない、個人的又は家庭的利用であれば、自家増殖に許諾が不要という点は、令和 4 年 4 月 1 日の改正種苗法の施行後も変更がないのか。	・変更ありません。
(質問 31) 自家増殖の許諾料は、育成者権者が自由に設定できるのか。	・登録品種の利用に係る許諾料や手続きをどのように定めるかは育成者権者が決定することができます。 ・農林水産省としては、公的研究機関の許諾料設定に係る考え方についてガイドラインを示してまいります。
(質問 32) 有機 JAS 認証を取得して登録品種を含めた生産を行っているが、有機栽培に使用可能な種子の入手は自家採種でなければ困難である。令和 4 年 4 月 1 日の改正種苗法の施行後にどのような手続きが必要かを農林水産省が具体的に説明すべき。	・登録品種の利用に係る許諾料や手続きをどのように定めるかは育成者権者が決定することができるものです。 ・登録品種を引き続きご利用になるのであれば、育成者権者に今後の許諾の考え方について御相談下さい。 ・農林水産省としては、公的研究機関の許諾料等の設定に係る考え方についてガイドラインを示してまいります。そのなかで有機農業への配慮を求めることとしております。
(質問 33) 登録品種について、許諾を受けた団体が増殖しているウイルスフリー苗を、JA を通じて生産者が購入して栽培している。生産者が、購入種苗から生産した収穫物の一部を次期作の種苗として使う場合、誰がどのように許諾手続きをすることとなるのか。	・登録品種の利用に係る許諾料や手続きをどのように定めるかは育成者権者が決定することができるものです。 ・苗を購入した団体を通じ、育成者権者に対して、今後の許諾の要否や許諾料の額若しくは有無等を御確認下さい。
(質問 34) 許諾を受けたこ	・種苗法において定められたものはないため、許諾を

とを証明する手続きや方法は、どのようなものが考えられるか。	受けたことの証明を求めている者に必要な様式を確認いただくこととなります。 ・一般論としては、通常の民事契約で交わす許諾契約書等で証明が可能と考えられます。
(質問 35) いちごの登録品種では、現在ランナーによる増殖が許諾されている、許諾された種苗を使い続ける限り、今後、令和 4 年 4 月 1 日の改正種苗法の施行後にも同様に増殖が可能なのか。	・種苗の購入時に、当該種苗及びその後代を利用した増殖について、期間や回数の限定なく増殖の許諾を得ている場合は、育成者権者と種苗の利用者双方の合意に基づく再度の契約を結ばない限り、今後も増殖が可能です。 ・他方、種苗法の改正にかかわらず、新たに販売する種苗の利用条件を育成者権者が決定することは可能ですので、新たに種苗を購入する場合はその際の許諾条件を御確認下さい。
(質問 36) 自家増殖の許諾条件を農林水産省の品種登録データベースで確認できるようにすべき。	・自家増殖の許諾条件の設定は契約毎に育成者権者が総合的に判断することとなるため、必ずしも一律な条件の設定が行われるものではありません。 ・このため、このような個別の許諾条件を農林水産省で一元的に把握し管理することは適切ではありません。 ・一方、令和 2 年度補正予算において、品種登録データベースとは別途、一般品種も含めた流通種子データベースの構築を予定しており、そのなかでは育成者権者が希望する場合には許諾条件等の情報も確認できるようにすることを検討しています。
(質問 37) 一度許諾を受けた者は、契約の更新の際にも引き続き前回と同様な条件で許諾を受ける権利を保証し、安定した農産物の生産が維持されなくてはならない。	・登録品種の利用に係る許諾料や手続きをどのように定めるかは育成者権者が決定できるものです。 ・一方で、一方的な契約の更新が優越的地位の濫用とされる場合もあり得ますので、問題が発生した場合には、個別案件毎に弁護士等に御相談いただくことが考えられます。
(質問 38) 国内の栽培地域の制限が公示された登録品種については、研究のための栽培試験も許諾が必要となるのか。	・新品種の育成その他の試験又は研究のために栽培する場合は育成者権が及ばないことから許諾は必要ありません。 ・しかし、研究用の利用であっても、得られた種苗や収穫物を譲渡（販売）する場合は育成者権が及ぶこととなりますので、適切に処分すること等が必要です。 ・このため、研究のための栽培試験であっても、係争の防止のためにも育成者権者の許諾に基づき実施することが有用と考えています。
(質問 39) 登録品種であるが、種苗の入手の際に表	・育成者権者侵害として刑事罰が科されるには、故意が必要であり、損害賠償を請求するには故意又は過

示がなかったため自家増殖をしてしまった場合に、増殖した者に損害賠償や刑事罰が科されるのか。	失が必要です。 ・増殖をした者が、当該品種の種苗が登録品種であることを知り得たか否かは表示以外の機会も含めて総合的に判断されることとなりますが、当該種苗が登録品種であるということを認識できなかったということが認められれば、過失や故意が認められず、損害賠償や刑事罰は科されません。 ・なお、登録品種であることを知らずに登録品種を増殖していた場合でも、育成者権者等から警告が行われた場合には、その後の増殖は故意と考えられますので、権利侵害が認められれば、損害賠償や刑事罰が科せられる可能性があります。
(質問 40) 登録品種の中で個体差が出て特に優良な形状になった種苗を増殖することは、今般の法改正で育成者権侵害に当たることとなるのか。	・母体となった登録品種を栽培する中で、枝変わりや芽条変異等により、登録品種と異なる特性を持つ植物体を得たとき、その植物体を分別して増殖することに元の登録品種の育成者権は及びません。 ・このことは、今般の法改正で何ら変更がありません。
(質問 41) 現在品種登録出願中であり、登録までの期間中に育成者権侵害が明らかになった場合はどのような対応が可能か。	・登録出願中は当該品種に係る育成者権が発生していないので育成者権を行使することができず、差し止めを行うことはできません。 ・一方、育成者権者は、そのような行為を認知した際に、出願品種であることや本改正法による利用制限の内容を記載した書面を提示して警告を行うか、又は当該利用者がそのことを知っていた場合には、その後に当該行為に対し受けるべき金銭の額に相当する額の補償金を品種登録後に請求することが可能となります。
(質問 42) 自らの利用している品種が登録品種であることはどのように確認できますか。	・利用している品種に関する情報が必要な場合は、該当種苗の利用者が各々当該種苗の入手先等に確認してください。 ・なお、品種名が明らかであれば農林水産省の品種登録データベースで育成者権者等の情報を閲覧可能です。 ・出所も名称も不明確な品種の利用は、トラブルのおそれもあるので来歴が不明な種苗の利用は避けていただくことが望ましいです。
3. 表示	
(1) 登録品種の表示の義務化（令和3年4月1日施行）	
(質問 43) 出願公表後、品種登録までの期間の種苗に「品種登録出願中」などと表示することができ	・表示義務はありませんが、品種利用者に対する注意喚起の観点から、任意で「品種登録出願中」と表示することは推奨されます。 ・また、「品種登録出願中」と表示があれば、流通中に

るか。	品種登録が行われ、登録品種である旨の表示に変更することが困難であった場合にまで、農林水産省として直ちに表示違反に問うことは考えていません。(当然、そのような場合であっても、登録品種である旨の表示は優良な品種の海外流出を防止するため重要な表示であるため、速やかな表示の変更をお願いします。)
(質問 44) 登録が失効した品種の名称も表示する必要があるのか。	・登録品種は、種苗として譲渡する場合には、カタログや注文票、インターネット等に掲載する場合も含め、正確な登録品種名を使用しなければなりません。 ・必ずしも表示をもとめているものではありませんが、登録品種と異なる商品名、愛称、略称、商標などを表示する場合には、必ず正確な登録品種名を併せてする必要があります。 ・これは登録品種であった品種を種苗として譲渡する場合にも同様に元々の登録品種名を使用しなければなりません。 ・このことは、法改正前から同様です。
(質問 45) 出願中であって登録前の品種の場合、出願番号を表示することに問題はあるか。	・「品種登録出願中（出願公表中）」と表示するなど品種登録出願中であることを明確にした上で、出願番号を表示することに問題はありません。
(質問 46) 一般品種の種苗に登録品種と混同するような表示をすることが禁止されていると聞いたが、一般品種にはどのような表示が求められるのか。	・一般品種の表示には、登録品種であると誤認させるような表示、例えば、 ①登録品種や品種登録という単語のほか、登録品種と誤認させるような単語（「種苗登録等」） ②登録番号と混同するような表示 ③種苗法施行規則に規定する、海外への持出し制限や、国内の栽培地域制限がある旨の記載と混同するような文字列 を使用しないことが求められます。 ・なお、指定種苗についてはこれまで通りの表示が必要です。
(質問 47) 現在、商標名で販売している登録品種は、今後、品種登録名も併記する必要があるのか。	・登録品種について、種苗として譲渡する場合には、カタログや注文票、インターネット等に掲載する場合も含め、登録品種名を使用しなければなりません。このことは法改正前から同様です。 ・登録品種名を明記した上で、商標名や商品名を併記することは問題ありませんが、種苗として譲渡する場合に、商標名や商品名のみを表示することは法令違反となります。
(質問 48) 品種登録を行っ	・登録品種でない品種に登録品種であるかのように誤

ていない品種に「営利目的での増殖はご遠慮ください」と表示することは種苗法第 56 条に定める紛らわしい表示と認められるか。	認させる表示は認められませんが、販売者の意思を任意で表示することは妨げておりません ・登録品種と誤認させないように、単に「営利目的での増殖はご遠慮ください」等の表示をすることは問題ありません。
(2) 表示の方法	
(質問 49) 登録品種である旨の表示や、海外への持出や国内で栽培可能な地域に制限がある旨の表示は、多数の種苗をまとめて販売する際にも種苗の一株一株に表示する必要があるか。	・種苗の取引単位毎に、種苗又はその包装に表示を付していただく必要があります。 ・包装等で一つの取引単位であることが明確であるのであれば、当該取引単位に一つの表示があれば問題はあります。
(質問 50) 登録品種である旨の表示や、制限等の表示は種苗発送時に同送する納品書への記載で代替できるか。	・種苗の取引単位毎に、種苗又はその包装に表示を付していただく必要があります。 ・一般に、いわゆる「納品書」は、種苗の譲渡とは別に受け渡しされる可能性があるため表示とは認められません。 ・一方で、種苗法に基づく登録品種である旨を明確とした上で、種苗と一体的に流通され必要な情報が伝達される書面であれば、「納品書」と同一の紙面であること自体は問題ありません。
(質問 51) 登録品種である旨の表示や、制限等の表示は、カタログやホームページ等にその旨を正確に分かりやすく表示していれば、種苗やその包装自体の表示を省略してよいのか。	・実際に流通する登録品種の種苗又はその包装に表示を付す必要があります。 ・カタログやホームページ等においても当該登録品種の種苗についての表示を正確かつ分かり易く行っていたいただく必要がありますが、これによって種苗等事態への表示が不要とはなりません。
(質問 52) 登録品種である旨の表示や、制限等の表示は、展示会を行う場合の展示にも必要か。	・種苗ではなく、そのまま観賞用として流通する花木や収穫物を展示会で展示する際には、登録品種の表示は必要ありません。 ・種苗を譲渡すること等を目的として、展示会で登録品種の種苗を展示するのであれば、当該展示の対象となる種苗やその包装にも表示が必要です。
(質問 53) 登録品種である旨の表示及び制限等の表	・表示場所の指定はありませんが、種苗の取引単位毎に、種苗又はその包装に表示を付していただく必要

示は、苗、苗を梱包する出荷箱、納品書や農薬履歴書の全てに表示をしなければならないのか。いずれかの表示で問題ないのか。	があります。 ・出荷箱等の包装等で一つの取引単位であることが明確であるのであれば、当該取引単位に一つの表示があれば問題はありません。なお、農薬履歴書等、指定種苗制度に基づく表示については、店頭の分かりやすい場所にまとめて掲示することも可能です。 ・いわゆる納品書等は、種苗の譲渡とは別に受け渡しされる可能性があり表示とは認められません。
(質問 54) 既に印刷や梱包が終わっている包材にシール貼付や手書き修正で必要な表示を追加することで表示義務を満たしたといえるか。	・シール貼付や手書き修正を行うことで問題ありません。
(質問 55) 水稻育苗箱を販売する際には表示を貼付することが困難であるが、登録品種の苗箱を譲渡（販売）する場合どのように表示をすべきか。	・水稻の育苗箱のように種苗の個体又は包装毎に表示をすることが困難な場合であれば、取引と同時かつ常に種苗と物理的に近接した状態で、表示として必要な情報が記載された紙面を受け渡しすることで問題ありません。
(質問 56) 登録品種である旨の表示及び制限等の表示を行った紙面を、種子袋の中に同包することで表示の義務を果たしたといえるか。	・種苗の利用者が容易に確認可能な状態で、表示として必要な情報が記載された紙面が同包されることで問題ありません。
(質問 57) 種子を購入し、苗として販売する場合、誰に表示義務があるのか。	・種苗を販売する者に表示義務が課せられます。 ・このため、購入種子から苗を生産し販売を行う場合は、苗の販売者が適切な表示を行う必要があります。 ・なお、同様に種子を販売する者も適切な表示を行う必要があります。
(質問 58) 複数の登録品種及び一般品種が混在する商品を市場に流通させる場合の、登録品種である旨の表示及び制限等の表示はどのようにすれば良いか。	・複数の登録品種が混在する商品を流通させる場合は、含まれる登録品種全てについて登録品種名の表示、登録品種である旨の表示、制限等の表示が必要です。 ・また、含まれる一般品種が登録品種であると混同されることを防ぐために、一般品種の名称を列記するか、登録品種が一部である旨を明示して下さい。
(質問 59) 野菜の接ぎ木苗は、登録品種である旨の表示及び制限等の表示を	・野菜の接ぎ木苗において、台木は専ら穂木品種の種苗を作るための資材と考えられることから、登録品種である旨の表示及び制限等の表示義務は穂木が

どのように表示するのか。	登録品種である場合についてのみ課せられています。 ・なお、台木が登録品種であり、特に利用者に周知が必要な場合に、台木に登録品種である旨の表示及び制限等の表示を任意で行うことについて問題はありません。
(質問 60) 果樹等の接ぎ木苗は、登録品種である旨の表示及び制限等の表示をどのように表示するのか。	・果樹の接ぎ木種苗は、通常の営農において台木を分離して増殖することが容易であり、現に行われていることから、穂木又は台木が登録品種である場合、穂木及び台木のそれぞれに表示する必要があります。 ・果樹苗については、指定種苗制度上も穂木及び台木それぞれについて種苗として必要な表示が義務づけられています。
(質問 61) 市場において、セリ場を映像で配信して取引を行う場合があるが、この際の表示義務はどのように整理されるのか。	・観賞用の切り花、花木等には種苗法の表示義務はありません。 ・種苗について取引を行うのであれば、セリ場の映像配信は、種苗の譲渡のための展示に当たると考えられるため、取引される種苗にも表示が必要と考えられますので、取引の際に実需者に登録品種である旨等の情報が伝達されるよう取扱いください。 ・また、実際に利用者に届く際には、種苗又はその包装に表示されている必要があります。
(3) 表示のタイミング	
(質問 62) 海外持ち出し制限等の表示が種苗の譲渡（販売）を行う者に義務づけられるが、公示後どの程度の猶予期間はあるのか。	・海外への持出しや国内で栽培可能な地域に制限がある旨は、その旨の公示された翌日から、当該制限のある登録品種の種苗の譲渡（販売）を行う者に表示の義務が課されます。 ・こうした制限が予定されている品種について、公示前から前もって表示いただくことは問題ありません。 ・なお、既に流通中の品種について、表示の変更が困難であった場合にまで、農林水産省として直ちに表示違反に問うことは考えていませんが、優良な品種の海外流出を防止するため重要な表示であり、速やかな表示の変更をお願いします。
(質問 63) 令和3年4月1日から、登録品種である旨、制限等の表示が種苗の譲渡（販売）を行う者に義務づけられるが、法施行後どの程度猶予期間	・法施行後の猶予期間は設けられていません。

があるのか。	
(質問 64) 海外への持出の制限や国内の栽培地域の制限については、届出を行った段階で種苗にその旨を表示してよいのか。	・届出のあった制限の効力の発効は品種登録が行われた際の官報掲載による公示の翌日からとなりますが、品種登録前に流通する種苗に海外への持出の制限や国内の栽培地域の制限がある旨を表示することは問題ありません。
(質問 65) 令和3年4月1日の改正種苗法施行時に、既に譲渡（販売）済みの種苗に対しても、登録品種である旨の表示及び制限等の表示の義務が課せられるのか。	・令和3年4月1日時点で譲渡（販売）済みの種苗について、同日以降利用者に受け渡す場合にまで表示を求めるものではありません。 ・登録品種である旨や、海外持ち出し制限等がある場合には、利用者にその旨が伝わるよう協力をお願いします。
(質問 66) 令和3年4月1日の改正種苗法施行時における流通在庫への表示義務は課されるのか。	・令和3年4月1日より前の流通在庫であっても、令和3年4月1日以後に種苗の譲渡（販売）や譲渡や広告、展示を行う種苗業者には表示の義務が課されます。 ・なお、令和3年4月1日時点で譲渡（販売）済みの種苗について、同日以降利用者に受け渡す場合にまで表示を求めるものではありません。
(質問 67) 令和3年4月1日の改正種苗法施行前に既に譲渡（販売）先が確定しているが、販売元に保管されている種苗も改正種苗法による表示義務が課せられるのか。	・令和3年4月1日の改正種苗法施行前に既に譲渡先が確定している種苗であれば、令和3年4月1日以降利用者に受け渡す場合にまで表示を求めるものではありません。
(4) その他	
(質問 68) 種苗の譲渡（販売）の際に、育成者権者と締結した「許諾条件」を表示する義務があるのか。	・種苗法においては、許諾条件の表示に関する義務は設けられていません。 ・任意で、又は契約において、許諾条件を表示することを妨げるものではありません。
(質問 69) 青果物や加工品の包材の譲渡や展示、広告の際にも、登録品種である旨の表示及び制限等の表示の義務が課せられるのか。	・種苗ではなく、収穫物（青果物）や加工品であれば種苗法に基づく表示義務は課せられません。
(質問 70) 譲渡のための広告とはどのような広告を指すのか。	・種苗を販売するための、カタログ、ポスターやパンフレット、種苗の注文票等を想定しています。
(質問 71) 品種登録出願中	・種苗業者は、販売する種苗に関し農業者に正確な情

の品種の登録、品種登録されていた品種の登録が取り消し、既登録品種の輸出先の制限の追加等については、種苗の流通時に表示を行う種苗業者には事前に日程が把握できない。そのようななかで包装資材等を準備した後に品種登録や輸出先等の制限の状況が変化した場合等に一切の猶予なく、カタログやパンフレット、包材の再作成に対応しなければ、違法行為として懲役刑や罰金、過料の対象となるのか。	報を届ける役割を担っていることから、原則的には育成者権者から広く情報を入手することを心掛け、種苗の流通期間内に登録品種である期限（登録満了日）に達する場合には、その旨を表示として記載するよう務めてください。 ・その上で、育成者権者からの情報がない中で、登録品種の種苗が流通後に取り消されてしまった、新規登録された、利用条件が付された等の表示の変更が必要な場合に翌シーズンまでに表示を差し替えるといったできる限りの対応をした場合にまで、表示義務違反として指導することは想定していません。
4. 出願、審査及び登録（令和4年4月1日施行）	
（1）出願	
（質問 72）改正種苗法施行に伴って、出願書類の様式や手続き等に変更があるのか。	・令和3年4月1日以降の出願に当たっては、海外持ち出し制限の届出等が可能となることから、これに伴い変更される出願書類の様式や手続等について、遅滞なく、品種登録ホームページ等に出願書類の様式や改訂版のマニュアルを掲示します。 ・また、令和4年4月1日以降の出願についても、出願書類の様式、手続き、審査手数料の納付等に関する変更がありますので、今後必要な規定の整備を行うとともに、出願書類の様式、手続き、マニュアル等について同様の掲示を予定しています。
（質問 73）海外への持ち出し制限や国内の栽培地域の制限の方針が決まらない場合は出願できないのか。	・海外への持ち出し制限や国内の栽培地域の制限については、出願時に届出が必要であり、出願時に届出がなければ、その後に制限することはできません。 ・一方、届出後に、制限を撤廃すること、輸出可能な「指定国」を追加したり、栽培可能な「指定地域」を追加することは可能です。 ・このため、方針が決まらない場合には、海外への持出の制限を「指定国なし」とし、また国内の栽培地域を限定的に指定する等した上で、後に栽培地域を拡大したり制限を撤廃することが可能です。
（質問 74）海外への持出の制限や国内の栽培地域の制限を届け出ること出願公表時にもその旨が公	・出願公表が行われたとしても、品種登録が行われるまでは、当該品種の海外への持出や、国内の指定地域外の栽培を差し止めることはできません。 ・一方、育成者権者は、そのような行為を認知した際

示されるが、出願公表から品種登録までの期間に権利行使が可能なのか。	に出願品種であることや制限の内容を記載した書面を提示して警告を行うか、行為者がそのことを知っていた場合には、その後に当該行為に対し受けるべき金銭の額に相当する額の補償金を品種登録後に請求することが可能となります。 ・このため、出願中の品種に「品種登録出願中」である旨及び海外持ち出し制限がある旨等を表示する等により、利用者に注意を促すことは適切と考えます。
(質問 75) 改正種苗法第 5 条第 2 項には、願書に記載する特性を保持していることを証する資料を添付するとの記載があるが、今後の出願では、資料準備の手間やコストが増大することとなるのか。	・令和 4 年 4 月 1 日の改正種苗法の施行後、病虫害抵抗性等の審査に特別の設備や試験を必要とする形質については、出願者が審査を求めた場合に限り審査の対象とすることを検討しています。 ・御指摘の資料は、この審査を求める場合において、審査のために必要となる資料の提供を求めるものであり、過重の負担を求めるものとは考えておりません。
(質問 76) 特許には PCT 制度があり、一度の出願で多数の国に出願ができますが、品種登録制度では類似の制度はないのか。	・植物品種保護制度では、国際的な同時出願を可能とする条約等はありません。 ・植物新品種の保護に関する国際条約(UPOV 条約)加盟国については、加盟国への出願を容易とする共通出願システム(UPOV プリズマ)の構築が進められており、このシステムを利用することで簡易に出願ができるようになります。このシステムについては、日本も今後参加することを予定しています。
(2) 審査・登録	
(質問 77) 令和 4 年 4 月 1 日の改正種苗法の施行後は、果樹について現地調査の他に種苗管理センターでの栽培試験が必要になるか。	・特性の審査の手法として、栽培試験、現地調査、書類審査のいずれを採用するかは、出願後に農林水産省又は種苗管理センターが出願毎に判断し、出願者に通知します。
(質問 78) 現地調査にかかる審査手数料について、地方は審査官の出張旅費が高額となり不公平になるのではないのか。	・令和 4 年 4 月 1 日の改正種苗法の施行後は、審査の際に発生する費用について実費を勘案して省令で定める額を徴収することとなります。 ・具体的にどのように額を定めるかについては、現在検討中ですが、事前に情報提供してまいります。
(質問 79) 栽培試験および現地調査の手数料は出願後どの時期に請求され、どの時期までに納付が求められるのか。	・特性の審査の手法として、栽培試験、現地調査、書類審査のいずれを採用するかは、出願後に農林水産省又は種苗管理センターが出願毎に判断し、出願者に通知します。 ・その際に併せて、必要な審査手数料の納付を求める

	こととしており、納付後に審査に着手します。
(質問 80) 栽培試験及び現地調査の手数料は実費相当額が請求されると説明されているが、天災や気候などの過失に基づかない原因で栽培試験や調査が長引いた場合はどのように費用算定するのか。	・再試験を行う場合としては、様々なケースが想定されることから、個別のケースごとに再度の費用負担を求めるか否かについては、引き続き検討し、事前に情報提供してまいります。
(質問 81) 現地調査又は栽培試験に係る手数料の額は定まっているのか。	・個々の審査に当たって必要となる手数料は令和 4 年 4 月 1 日の改正種苗法の施行に向けて、早期に省令でお示ししたいと考えています。 ・過去の実績では、栽培試験を行う場合には、一品種当たり 93,000 円/ (年) 回程度となるため、目安にいただければと考えています。
(質問 82) 品種の登録に DNA 情報も活用すべきではないか。	・品種登録制度は、国際条約（以下「UPOV 条約」という。）に基づいたガイドラインによって比較する形質が決められています。 ・この審査に当たっては、植物種類毎に定められた外形的、生理的な性質を特性として比較することとされており、DNA 情報を活用することとなっております。
5. 育成者権を活用しやすくするための措置（特性表、訂正制度、判定制度） （令和 4 年 4 月 1 日施行）	
（1）特性表	
(質問 83) 全国の農業者が生産している全ての未登録品種と登録品種の特性表が一致しないことをどのように証明するのか。	・品種登録が出願された場合には、審査官が願書の内容に加え、文献やデータベースを調査し類似する既存品種を選定した上で、比較栽培を行った上で、品種登録の要件を満たしているかを確認することが一般的な方法です。 ・審査する形質は、植物種類毎にそれぞれ 50 から 100 項目程度の「大きさ」や「色」といった外形的な性質や、「病害特性」や「耐暑性」といった生理的な性質があり、これらを比較して、既存品種と明確に区別される場合に品種登録が可能となります。 ・仮に品種登録後に既存品種と特性が同じであると判明した場合には、その品種登録は取り消されますが、そのような事例は今までありません。
(質問 84) 特性表に記載される情報の中には、DNA 情報等も含まれるか。	・登録品種の審査においては、DNA 情報は特性とは認められておらず、特性表に記載されることもありません。
(質問 85) 判定制度や特性表による推定は令和 4 年	・令和 4 年 4 月 1 日の改正種苗法の施行後であれば、施行以前に登録された品種についても判定制度を

4月1日以前に登録された品種でも利用することができるのか。	活用することもできます。 ・また、裁判の有力な証拠の一つとして特性表を利用できるようになります。
(質問 86) 育成者権の侵害を判断する場合、仮に登録品種と同一品種であっても、特性表作成時と完全に同じ栽培環境を再現することは不可能であるため、特性表に記載されている数十に渡る全項目が完全に一致することはという状況は起こりえないのではないか。どの程度までの「特性のぶれ」なら同一と認められるのか。	・令和4年4月1日の改正種苗法の施行後は、ある品種が登録品種と明確に区別されないことを特性表を用いて推定することが可能となり、特性表が裁判の有力な証拠としても活用できるようになります。 ・栽培環境については、可能な限り特性表作成時と同一の環境により比較することになるほか、栽培環境の影響を受けやすい量的形質については、標準品種を物差しとして用い、標準品種との相対的な評価により、階級値を定めていますので、栽培環境が完全に同一でなくても、栽培環境の相違の影響を考慮して、特性表との比較が可能です。 ・なお、特性表により同一品種であると推定されたとしても、植物体同士を比較栽培することで反証が可能です。
(質問 87) 審査特性に記載のない特性によって明確に区別される品種であっても、原簿に記載された審査特性により明確に区別されない品種の場合、登録品種の育成者権が及ぶのか。	・育成者権は「重要な形質」に係る特性により明確に区別されない品種について及びます。 ・今後、この「重要な形質」のうち、病虫害抵抗性等の特別な調査又は試験を要する形質については、出願者が求めた場合に限り審査の対象とすることを検討していますが、このような審査をされずに審査特性(特性表)に記載されなかった形質であっても、「重要な形質」であることには変わりありませんので、このような形質により明確に区別されるのであれば、育成者権の効力が及ばないこととなります。 ・このため、審査特性との比較により明確に区別されない場合であっても、被疑侵害者側はこのことを主張立証して反証することができます。
(2) 訂正制度	
(質問 88) 令和4年4月1日以前に出願された品種についても訂正制度を利用することができるのか。	・令和4年4月1日の改正種苗法の施行後に品種登録が行われる際に、制度施行前の出願品種であっても訂正制度を利用することが可能です。
(質問 89) 訂正制度は、品種登録後にも利用できるのか。	・訂正制度は、品種登録前に、出願者に対して特性表を示した上で、その内容について訂正のための調査を求めることができる制度であり、登録後には利用できません。
(質問 90) 訂正制度では、	・審査により特定した特性が出願者へ通知されてから

特性の通知後何日間訂正の請求が可能なのか。	何日間訂正の申出を受け付けるかについては、令和4年4月1日の改正種苗法の施行に向けて、省令により定めて事前にお示しします。
(3) 判定制度	
(質問 91) 判定制度の結果は第三者に公開されますか。	・判定制度を活用した際の結果は、当該求めをした者及び当該登録品種の育成者権者のみに通知されます。
(質問 92) 判定制度は、育成者自身が保持していた品種が登録品種としての特性を保持していることの証明にも使えるか。	・判定制度は、登録品種の特性表との区別性の有無について判断するものであるため、育成者権者自身が権利をもつ登録品種の特性を保持していることの証明に利用することはできません。
6. その他	
(質問 93) 改正種苗法において、新たに登録品種の種苗の海外への持出の制限が可能となったり、譲渡（販売）の際の表示の義務付けが課されるが、その際の「種苗」はどのような様態の植物体のことを指すのか。	・「種苗」とは、種苗法第2条第3項において、植物体の全部又は一部で、植物が繁殖増える「繁殖」の用に供するものであるとされているため、 ①個体の増殖、 ②栽培して育てることを目的とする植物体は「種苗」となります。
(質問 94) 改正種苗法において、新たに登録品種の種苗の海外への持出の制限が可能となったり、譲渡（販売）の際の表示の義務付けが課される「種苗」を具体的に例示してほしい。	・穀物や果樹の苗、花きの苗は、通常は個体の増殖又はこれを栽培して育てることを目的として譲渡される「種苗」であるため、譲渡の際には種苗法上の表示義務や海外への持ち出し制限、栽培地域の制限等（以下「制限等」という。）が課されます。 ・外形上「切花」「鉢花」であっても、通常は個体の増殖又はこれを栽培して育てることを目的として譲渡する場合は「種苗」であるため、種苗法上の表示義務及び制限等が課されます。 ・食用の「穀物」や「青果」、観賞用の「切花」や「鉢花」として譲渡される収穫物は、譲渡後に個体の増殖又はこれを栽培して育てることを目的としないため、譲渡に際して、種苗法上の表示義務及び制限等は課されません。
(質問 95) 今般の法改正で、従属品種の範囲の考え方について整理が行われたのか。どのような品種が親品種との従属関係になるのかを農林水産省が明らかとすべきであ	・今般の法改正では、第20条第2項第1号に定められる従属品種についての条文の改正はありません。 ・従属品種になるか否かは、その事例毎に判断されることとなり、国際的にも現在、統一的な考え方はありませんが、国際的な議論の進捗等も踏まえ、農林水産省としても今後、考え方を整理して

る。	いきたいと考えています。
(質問 96) 育成者権の侵害を判断する際の証拠として、比較栽培試験以外に DNA 分析技術を利用することもできるのか。	・侵害の事実を判断するための証拠として、裁判や税関において、既に妥当性が確認されている DNA 分析技術が利用されることはあります。
(質問 97) 届出済のゲノム編集技術応用作物が登録された場合、品種登録ホームページで公表しているデータベースに品種毎のゲノム編集作物の届け出情報を掲載すべきではないか。	・登録品種の育成の経過については、公開事項となっておらず、現時点で公開する予定はありません。 ・今後、育成の経過について対応が必要となれば検討してまいります。
(質問 98) 自家増殖をした登録品種を譲り渡した者は育成者権侵害として罰せられるのに、譲り受けた者が罰せられないのはなぜか。	・種苗法では登録品種の権利を利用する権利を育成者権者が専有することとなっています。 ・利用とは種苗法第 2 条第 5 項に定義されており、譲渡する行為が明示されている一方で、譲受は明示されていませんが、当該品種の譲受が育成者権侵害であることを知っていながら取引を行えば、譲受人についても、共犯として罰せられる場合があります。
(質問 99) インターネット上の販売プラットフォームで違法増殖苗が販売されているのを発見した際、当該プラットフォームを運営している会社に対して対応を求めることができるのか。それとも出品者に直接対応を求めることとなるのか。	・インターネットの販売プラットフォームで育成者権侵害物品が販売されていることを発見した場合は、インターネット知的財産権侵害品流通防止協議会 (CIPP) 加盟のプラットフォームでは、育成者権者からの申出により出品を取り消すなどの措置を期待できるので、まずは事実関係を育成者権者に御連絡下さい。 ・なお、仮に育成者権者ご自身が不正な流通を発見した場合には、直売プラットフォームへの連絡の要否を含め、弁護士等に御相談いただき必要な対応を御検討下さい。